

地域県土警察常任委員会資料

(令和8年9月15日)

陳情8年地域第19号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
8年－19 (R8.9.2)	地 域	非核３原則の堅持を求める意見書を提出するよう求める陳情	
▶陳情事項 鳥取県議会から国に対して、非核３原則の堅持を求める意見書を提出すること。			

▶陳情理由

非核３原則は、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とした、日本の国是であるとともに、平和憲法を持つ唯一の戦争被爆国としての国際公約でもある。広島、長崎の原爆被害を知る日本国民は核兵器の廃絶を心から願っている。日本世論調査会が2025年８月に行った世論調査でも80%が非核３原則は堅持すべきと回答している。そして、自治体においても鳥取県が昭和62年に核兵器廃絶平和鳥取県宣言を発出しており、その後、全ての市町村から平和宣言が発出されている。これらの宣言の中では「非核３原則の完全実施」と「核兵器の廃絶を世界に向かって訴えていく決意」が高らかにうたわれている。

しかしながら、現在、安全保障関連３文書の改訂に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴い非核３原則の見直しを求める声が与党内から上がっていることに大変な危惧を抱いている。核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核３原則は我が国や地域の安定を築く基盤として今後も確実に守られるべきものである。「核兵器は絶滅を目的とした悪魔の兵器である」と声を上げ続けている被爆者の声に今こそ、耳を傾けるべきである。唯一の戦争被爆国である日本が核兵器の持ち込みを許すことは、世界に向かって訴えている「核兵器廃絶を」は全く説得力を失い、日本の核廃絶への姿勢や熱意が疑われる事態になるであろう。非核３原則の見直しを断じて許すことはできない。

▶提 出 者

原水爆禁止鳥取県協議会

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

地域社会振興部（市町村課）

【現 状】

- 1 非核三原則は「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」とする政府の基本方針であり、世界で唯一の被爆国として、核兵器の惨禍を繰り返させないとの決意を示すものである。昭和42年に当時の佐藤栄作首相が国会で表明し、昭和46年の衆議院決議により国是としての位置付けが明確化された。以来、歴代政権は三原則を堅持してきた。
- 2 令和4年に閣議決定された国家安全保障戦略においても「平和国家として、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を堅持するとの基本方針は今後も変わらない。」と明記されており、非核三原則は現在においても日本における安全保障政策の根幹を成すものである。

<参考>

- ・衆議院予算委員会における佐藤首相答弁（昭和42年12月11日）

核は保有しない、核は製造もしない、核を持ち込まないというこの核に対する三原則、その平和憲法のもと、この核に対する三原則のもと、そのもとにおいて日本の安全はどうしたらいいのか、これが私に課せられた責任でございます。

【県の取組状況】

- 1 鳥取県議会は、昭和34年に世界の恒久平和の実現するため、新しい世界秩序の確立に努力することを期した平和宣言を行った。その後、核兵器をめぐる国際情勢が深刻さを増す中、昭和62年には、核兵器廃絶、恒久平和の為に力を合わせて行動することを誓い、国是としての非核三原則の完全実施を願いつつ、これを県是とした完全非核兵器地域であることを表明した核兵器廃絶平和鳥取県宣言を行っている。
- 2 本県では、こうした宣言の趣旨を風化させることなく、次世代へ継承していくため、毎年8月に県庁舎等に懸垂幕を掲示し、核兵器廃絶や恒久平和について広く県民に普及啓発を行っているところである。

懸垂幕掲出場所：本庁舎、東部庁舎、八頭庁舎、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター

<参考>

- ・平和宣言（昭和34年3月20日議決）

われわれは、人類の福祉を希求する全世界の人々とともに、世界の恒久平和を実現するため、世界連邦建設の趣旨に賛同し、新しい世界秩序の確立に努力せんことを期する。右宣言する。

- ・核兵器廃絶平和鳥取県宣言（昭和62年12月18日議決）

核兵器を廃絶し恒久平和を実現することは、人類共通の悲願であり、鳥取県民の心からの希求である。

しかるに現在、核兵器は地球上の総てを繰り返し破壊して余りある貯蔵とその配備の上に、なお核軍拡競争は止まることなく、人類は核戦争の脅威から未解放のままにある。

唯一の光明は、米ソのINF全廃の合意であり、これがすべての核兵器廃絶の第一歩となるよう祈らずにいられない。

鳥取県民は、世界唯一の核被爆国民としての自覚と、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念に基づき、県民一人一人が郷土愛と限りない人類の繁栄、確かな歴史の創造のため、今を生きる人間の果たすべき責任として、核兵器廃絶、恒久平和のために力を合わせて行動することをここに誓う。

そして我が鳥取県は、国是としての非核三原則が完全に実施されることを願いつつ、これを県是とした完全非核兵器地域であることを世界に向かって表明し、核兵器廃絶平和鳥取県宣言とする。